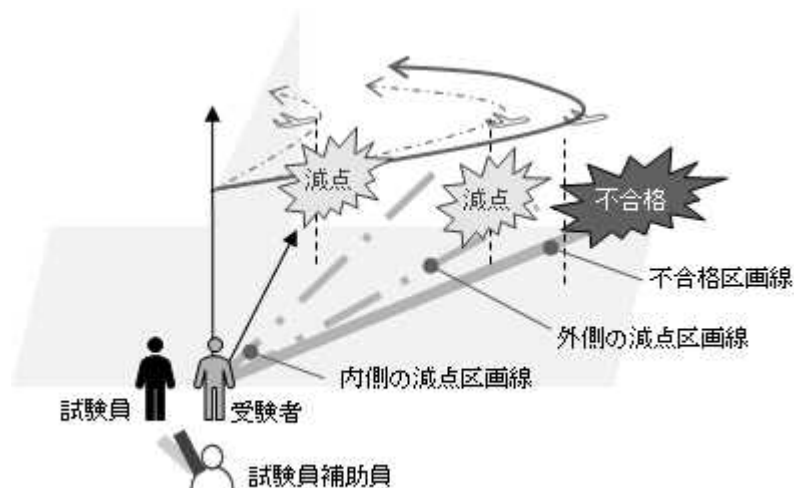


IV. 基本に係る実地試験

1. 一般

- 1-1 基本に係る実地試験では、立入管理措置を講じた上で行う昼間かつ目視内での飛行を安全に実施するための知識及び能力を有するかどうかを確認する。
- 1-2 自動操縦の技能については、適切な飛行経路の設定及び危機回避機能（フェールセーフ機能）の設定を行うために十分な知識を有するかどうかを机上試験で問い、実機による試験は行わない。
- 1-3 基本に係る実地試験は、最大離陸重量25kg未満の飛行機（垂直離着陸可能なものを除く。）で行うこととする。
- 1-4 実地試験の構成は、次のとおりとする。
- 1-4-1 机上試験
 - 1-4-2 口述試験（飛行前点検）
 - 1-4-3 実技試験
 - 1-4-4 口述試験（飛行後の点検及び記録）
 - 1-4-5 口述試験（事故、重大インシデントの報告及びその対応）
- 1-5 実技試験では、原則として、飛行経路の長辺方向の中心線からの開き角度に応じて明示された各区画線への機体の進入状況に応じて、減点適用基準の適用事項に該当するかを判断する。また、原則として、試験員補助員は受験者の真後ろに立ち、各区画線への機体の進入を通知することとする。ただし、操縦装置に内側及び外側の減点区画並びに不合格区画を表示することができ、試験員が認める場合はこの限りでない。

各区画線と減点適用基準について



2. 机上試験

試験科目の実施要領及び減点適用基準は、次表のとおりとする。

(目的) 立入管理措置が講じられた昼間かつ目視内の飛行に必要な知識を有するかどうかを判定する。			
番号	科目	実施要領	減点適用基準
2-1	飛行計画の作成	<p>試験員より昼間の目視内、立入管理措置が講じられた条件での模擬飛行計画を提示し、飛行計画の作成において留意が必要な事項について、受験者が理解しているかどうかを判定可能な質問を行い、答えさせる。出題数は、4問とする。</p> <p>留意事項（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 航空法等の法令遵守 (2) 安全確保措置 (3) 機体の仕様、限界事項 (4) 自動飛行機能の設定（自動飛行する経路、危機回避機能の設定等） 	<ul style="list-style-type: none"> 1. 誤りがあった場合に、1問につき5点を減点する。 2. 回答時間5分以内に全問を回答できること。未回答の設問については、1問あたり5点を減点する。

3. 口述試験（飛行前点検）

試験科目の実施要領及び減点適用基準は、次表のとおりとする。

(目的)			
<p>飛行前の点検を適切に行うことができるかどうかを判定する。 ※点検中に不具合が確認された場合であって、当該不具合に対応等した後に試験再開が可能なときは、受験者が不具合を確認するまでに行った点検項目は試験員が点検を行う。</p>			
番号	科目	実施要領	減点適用基準
3-1	飛行空域及びその他	<p>飛行空域及びその他の確認事項を示し、結果を答えさせる。</p> <p>確認事項（例）</p> <p>(1) 飛行空域及びその周辺の状態に問題はないか。</p> <p>(2) 航空法等の違反はないか。</p> <p>(3) 必要な許可証、承認証、技能証明証等を携帯しているか。</p> <p>(4) 操縦者の体調等に問題はないか。</p> <p>(5) 気象状況に問題はないか。</p>	<p>3-1の確認に漏れ若しくは誤りが一つでもあった場合又は3-2及び3-3の日常点検記録への記載漏れ若しくは誤りが一つでもあった場合、10点を減点する。</p>
3-2	作動前点検	<p>通達：無人航空機の飛行日誌の取扱要領に準じた日常点検記録の様式を受験者に提供し、試験員の指示に従って点検をさせる。点検結果を当該様式に記載させる。</p> <p>点検項目（例）</p> <p>(1) 各機器が確実に取り付けられているか。（ネジ、コネクタ一等の脱落やゆるみ等）</p> <p>(2) 機体（プロペラ、胴体、主翼、尾翼、動翼、機体識別票等）及び操縦装置に外観の異常、損傷又はゆがみ等がないか。</p>	

番号	科目	実施要領	減点適用基準
3-3	作動点検	<p>機体及び操縦装置を地上において作動させて、試験員の指示に従って点検をさせる。点検結果を3-2で提供される日常点検記録の様式に記載させる。</p> <p>作動点検（例）</p> <p>(1) 電源系統（機体及び操縦装置の電源を投入した際の状態）は正常か。</p> <p>(2) 通信系統（機体と操縦装置の通信、GNSSの通信等）は正常か。</p> <p>(3) 燃料の搭載量又はバッテリーの残量は十分か。</p> <p>(4) リモートID機能の作動が正常であるか（リモートID非搭載機の場合は、リモートIDが正常に作動していると仮定し、リモートIDが正常に作動している旨の点呼を行う。）。</p> <p>(5) 自動制御系統及び操縦系統（動翼及びセンサー等）は正常か。</p> <p>(6) 推進系統（発動機又はモーター等）は正常か。</p>	<p>3-1の確認に漏れ若しくは誤りが一つでもあった場合又は3-2及び3-3の日常点検記録への記載漏れ若しくは誤りが一つでもあった場合、10点を減点する。</p>

4. 実技試験

試験科目の実施要領及び減点適用基準は、次表のとおりとする。

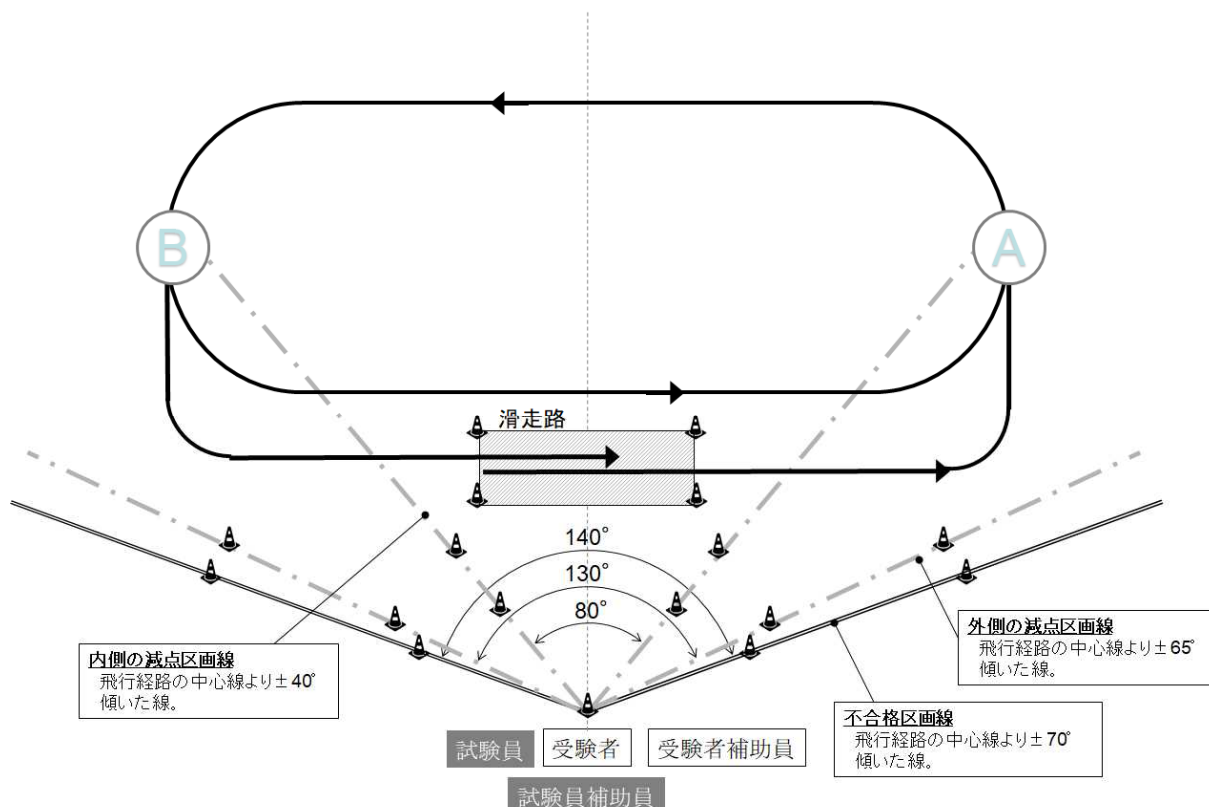
(目的) 立入管理措置が講じられた昼間かつ目視内の飛行に係る基本的な操縦能力を有するかどうかを判定する。			
番号	科目	実施要領	減点適用基準
4-1	周回飛行	<p>(1) 姿勢制御機能がある飛行機については姿勢制御機能をONにした状態で、受験者は滑走のため機体を滑走路上の所要の位置に移動させる。</p> <p>(2) 受験者は離陸を行うことを試験員に通知し、原則としておおむね機体に対して向かい風となる方向に離陸を行う。</p> <p>(3) 受験者は機体を上昇旋回させ、受験者が想定する周回飛行開始地点(A地点)付近まで飛行を行う。</p> <p>(4) 受験者は機体がA地点に到達したと判断したときは、速やかに試験員に機体がA地点に到達したことを通知する。</p> <p>(5) 受験者は自身が想定する飛行経路で試験員からの指示があるまで周回飛行を行う。この際、受験者は試験員からの指示に基づき飛行経路の調整を行い、試験員が求める飛行高度(おおむね対地70メートルから100メートル)及び飛行経路で飛行を行う。</p>	<p>1. II. 実技試験の減点適用基準を適用する。</p> <p>2. 試験員と飛行高度及び飛行経路についての調整を行う(5)の1周目の飛行は、減点対象としない。</p> <p>3. 制限時間は15分とする。(受験者が離陸を行うことを通知し、受験者が機体の停止を通知するまでの時間を制限時間とする。)</p>

番号	科目	実施要領	減点適用基準
4-1	周回飛行	<p>(6) 試験員から周回飛行を終了する旨の指示を受けた後、受験者は機体が再び A 地点に到達したと判断したときは、速やかに試験員に機体が A 地点に到達したことを通知する。</p> <p>(7) 受験者は(5)の周回飛行において試験員と調整した飛行経路とおおむね同じ飛行経路で周回飛行を行う。</p> <p>(8) 受験者は(7)の飛行開始後、2周目に機体がB地点付近に到達したときに、試験員に着陸することを通知する。</p> <p>(9) 通知後、受験者は、原則としておおむね向かい風となる方向に着陸を行う。ただし、周回飛行の方向と着陸時の滑走路への進入方向を変える場合は、受験者が(8)以降の飛行経路を任意に設定することができる。</p> <p>(10) 着陸後、機体が停止した時点で、受験者は機体が停止したことを試験員に通知する。</p> <p>※受験者が安全上必要と判断する場合は、制限時間以内において複数回の着陸復行を行ってもよいものとする。</p>	

番号	科目	実施要領	減点適用基準
4-2	8 の 字 飛 行	<p>(1) 姿勢制御機能がある飛行機については姿勢制御機能をONにした状態で、受験者は滑走のため機体を滑走路上の所要の位置に移動させる。</p> <p>(2) 受験者は離陸を行うことを試験員に通知し、原則としておおむね機体に対して向かい風となる方向に離陸を行う。</p> <p>(3) 受験者は機体を上昇旋回させ、受験者が想定する周回飛行開始地点（A地点）付近まで飛行を行う。</p> <p>(4) 受験者は機体がA地点に到達したと判断したときは、速やかに試験員に機体がA地点に到達したことを通知する。</p> <p>(5) 受験者は自身が想定する飛行経路で試験員からの指示があるまで周回飛行を行う。この際、受験者は試験員からの指示に基づき飛行経路の調整を行い、試験員が求める飛行高度（おおむね対地70メートルから100メートル）及び飛行経路で飛行を行う。</p> <p>(6) 試験員から周回飛行を終了する旨の指示を受けた後、受験者は機体が再びA地点に到達したと判断したときは、速やかに試験員に機体がA地点に到達したことを通知する。</p>	<p>1. II. 実技試験の減点適用基準を適用する。</p> <p>2. 試験員と飛行高度及び飛行経路についての調整を行う(5)の1周目の飛行は、減点対象としない。</p> <p>3. 制限時間は15分とする。(受験者が離陸を行うことを通知し、受験者が機体の停止を通知するまでの時間を制限時間とする。)</p>

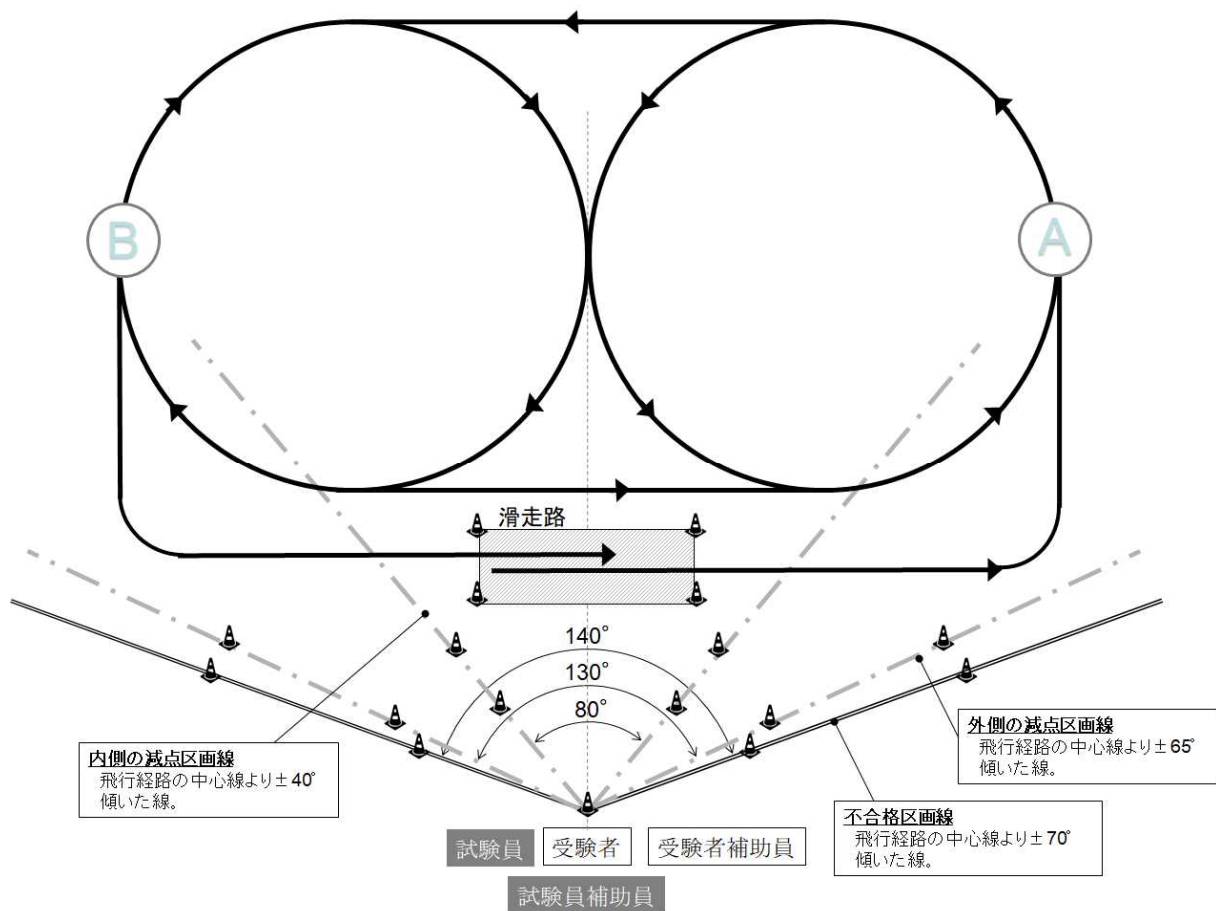
番号	科目	実施要領	減点適用基準
4-2	8 の 字 飛 行	<p>(7) 通知後、受験者は(5)の周回飛行において試験員と調整した飛行経路とおおむね同じ位置及び同じ規模の飛行経路で8の字飛行を2周行う。</p> <p>(8) 8の字飛行を終え、A地点に到達後、受験者は周回飛行を行いB地点まで飛行を行う。</p> <p>(9) B地点付近に到達した際に、試験員に着陸することを通知する。</p> <p>(10) 通知後、受験者は原則としておおむね向かい風となる方向に着陸を行う。ただし、周回飛行の方向と着陸時の滑走路への進入方向を変える場合は、受験者が(8)以降の飛行経路を任意に設定することができる。</p> <p>(11) 着陸後、機体が停止した時点で、受験者は機体が停止したことを試験員に通知する。</p> <p>※受験者が安全上必要と考える場合は、制限時間以内において複数回の着陸復行を行ってもよいものとする。</p>	

4-1 周回飛行の飛行経路



- ※1：受験者補助員は、緊急時の操作介入等のために必要に応じて配置することとする。
- ※2：離陸時の方向が図とおおむね逆向きである場合は、飛行経路も逆とする。
- ※3：受験者がA地点に到達したことを通知する前の離陸時及び受験者がB地点に到達したことを通知した後の着陸時には、減点区画線及び不合格区画線は無効とする。
- ※4：長辺方向におおむね15秒間の直線飛行を行う。短辺方向には直線飛行を行わない。ただし、機体の特性により直線飛行を行う必要がある場合は、5秒を超えない範囲で直線飛行を行う。

4-2 8の字飛行の飛行経路



- ※1：受験者補助員は、緊急時の操作介入等のために必要に応じて配置することとする。
- ※2：離陸時の方向が図とおおむね逆向きである場合は、飛行経路も逆とする。
- ※3：受験者がA地点に到達したことを通知する前の離陸時及び受験者がB地点に到達したことを通知した後の着陸時には、減点区画線及び不合格区画線は無効とする。

5. 口述試験（飛行後の点検と記録）

試験科目の実施要領及び減点適用基準は、次表のとおりとする。

飛行後点検と飛行後の記録			
(目的) 飛行後の点検と記録を適切に行うことができるかどうかを判定する。			
番号	科目	実施要領	減点適用基準
5-1	飛行後点検	<p>試験員の指示に従って飛行後の点検をさせ、点検結果を3-2で提供される日常点検記録の様式に記載させる。</p> <p>点検項目（例）</p> <p>(1) 各機器が確実に取り付けられているか。（ネジ、コネクタ等の脱落やゆるみ等）</p> <p>(2) 機体（プロペラ、胴体、主翼、尾翼、動翼、機体識別票等）の外観、損傷、ゆがみ等がないか。</p> <p>(3) 各機器の異常な発熱はないか。</p> <p>(4) 機体へのゴミ等の付着はないか。</p>	点検結果の記載漏れ又は誤りが一つでもあった場合、5点を減点する。
5-2	飛行後の記録	<p>通達：無人航空機の飛行日誌の取扱要領に準じた飛行記録の様式を提供し、実施した飛行を記録させる。飛行時に異常が認められた場合は、当該様式に不具合事項を記載することとする。</p>	記載の漏れ又は誤りが一つでもあった場合、10点を減点する。

6. 口述試験（事故、重大インシデントの報告）

試験科目の実施要領及び減点適用基準は、次表のとおりとする。

事故、重大インシデントについての報告と対応			
(目的) 事故、重大インシデント発生時の報告と対応について、適切に行うことができるかどうかを判定する。			
番号	科目	実施要領	減点適用基準
6-1	事故又は重大インシデントの説明	事故又は重大インシデントのどちらかについて、該当する事態の3つを口頭で答えさせる。又は用意された様式に記入させる。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 抜け又は誤りがあった場合、5点を減点する。 2. 回答時間3分以内に回答できること。未回答の場合は、5点を減点する。
6-2	事故等発生時の処置の説明	事故等が発生した際の適切な処置について受験者が理解しているかどうかを判定可能な質問を行い、口頭で答えさせる。又は用意された様式に記入させる。出題数は、1問とする。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 抜け又は誤りがあった場合、5点を減点する。 2. 回答時間3分以内に回答できること。未回答の場合は、5点を減点する。